

町田市行政不服審査会  
2018年度第10-1号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年11月18日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2018年12月20日付け18町総法第105号(2018年度第10-1号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

#### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年7月31日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報開示請求に対し、処分庁が行った以下の処分について、処分1は妥当であり、処分2の非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

	処分	所管部課
1	個人情報部分開示決定処分(2018年8月10日付け18町市協第72号の2)	市民部市民協働推進課
2	個人情報部分開示決定処分(2018年8月14日付け18町道管第704号)	道路部道路管理課

#### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年8月10日付け18町市協第72号の2及び同年8月14日付け18町道管第704号をもって行った個人情報部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第20条の規定により、2018年7月31日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて」と「道路管理課にある〇〇に関する情報すべて」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、「市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて」の請求に対し、「2016年度要望相談受付簿」「2017年度要望相談等受付簿」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、2018年8月10日付け18町市協第72号の2「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、「道路管理課にある〇〇に関する情報すべて」の請求に対し、「要望対応票16-1881」「要望対応票17-7997」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、2018年8月14日付け18町道管第704号「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2018年8月23日に「審査請求書」により審査請求を行った。
- 5 処分庁は、2018年10月10日付け18町市協第268号「弁明書」及び同年10月19日付け18町道管第1024号「弁明書」により弁明した。
- 6 審査請求人は、2018年11月8日に「反論書」により反論した。
- 7 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年12月20日付け18町総法第105号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 8 処分庁は、2020年11月6日付け20町市協第313号「再弁明書」及び同年11月6日付け20町道管第806号「再弁明書」により再弁明した。
- 9 審査会は、次のとおり調査審議を行った。  
2020年10月9日 審議  
2020年11月27日 処分庁への事情聴取

2020年12月25日 審議  
2021年2月4日 審査請求人による口頭意見陳述  
2021年5月28日 審議  
2021年7月16日 審議  
2021年8月6日 審議  
2021年9月17日 審議  
2021年10月15日 審議  
2021年11月12日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。

(1) 個人情報部分開示決定処分（18町市協第72号の2）について

ア 審査請求書における主張

聞き取り業務、その後の対応状況の記録業務は、当該事務の目的が示されていない業務であるから、開示することにより今後町内会・自治会等が市に公正かつ適正に相談することを委縮させるとは言えないため、目的が示された公正かつ適正な相談業務の実施を著しく困難にするとは認められないことから、非開示部分は本件条例第21条第1項第6号の非開示情報と認められない。

イ 反論書における主張

ア) 処分庁は、「町内会・自治会が市に相談することを委縮させる」と主張するが、本件審査請求は、町内会・自治会が市に相談した文書の開示を求めたものではなく、審査請求人の個人情報に係る文書の開示を求めたものである。仮に本件対象文書に記載されている相談内容が町内会・自治会が市に、審査請求人又はその相談に係る事実と関連なく相談した内容であるならば、それを審査請求人の相談に結びつけて勝手に記載することは、本件条例第1条「市民が自己に関する個人情報の主体であること」に反しており、認められない。したがって、本件対象文書に記載されている内容は、審査請求人又はその相談に係る事実関係を記載したものと認められる。

イ) 仮に本件対象文書に記載されている内容が、事実関係において事実でない内容、個人に対する誹謗中傷の類であるならば、「開示するこ

とによって、市と町内会・自治会との信頼関係を損なうことが予見される」とする処分庁の主張は大いに認められる。本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又はその相談に係る事実関係において審査請求人も認める事実であるとするならば、審査請求人に開示することによって、市と町内会・自治会との信頼関係はなんら損なわれることはなく、相談業務目的が妨げられるとも認められない。したがって、審査請求に関わる処分は、本件条例第21条第1項第6号に該当しない。

ウ) 上記ア) で述べたように、本件対象文書に記載されている内容は審査請求人又はその相談に係る事実関係であり、その内容が事実関係において事実か否かを知るために、開示を求める権利は、本件条例第1条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第1条に反している。

エ) 本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又はその相談に係る事実関係において事実でない内容、個人に対する誹謗中傷の類であるならば、それを訂正し、利用の中止等を求める権利は、本件条例第1条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第1条に反している。

## (2) 個人情報開示決定処分（18町道管第704号）について

### ア 審査請求書における主張

会話の記録業務について、当該事務の目的が示されない業務であるから、開示することにより、目的の示された公正かつ適正な事務の実施を著しく困難にすると認められないため、非開示部分は、本件条例第21条第1項第6号の非開示情報と認められない。

### イ 反論書における主張

ア)「道路機能管理の業務においては、道路に関する市民等からの通報・相談を受け、現地調査（市民や関連団体からの聞き取り）等によりその事実の確認を行い、道路の適切な機能の維持管理のために（関連法令に基づき）対応の判断を行う。」との処分庁の主張は、括弧内を補足して認める。

イ) 上記ア) によれば、本件対象文書に記載されている内容は、市職員

が事実の確認のため、関連団体の構成員から収集した事実関係を記載したものと認められる。

ウ) 仮に本件対象文書に記載されている内容が、事実関係において事実でない内容、個人に対する誹謗中傷の類であるならば、「審査請求人に開示することにより、関係者からの率直な発言や状況説明がなされなくなる事が予見される」とする処分庁の主張は大いに認められる。しかし、本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又は相談に係る事実関係において審査請求人も認める事実であるとするならば、「聞き取り内容は要望者に開示される前提である」との認識が生まれたからといって、関係者からの率直な発言や状況説明はなんら損なわれることはない。したがって、審査請求人に開示することによって、事実関係において偽の内容でなく、真の内容を聞き取ることができるため、より正確な情報が収集でき、今後の道路機能管理業務がより適切に実地できると認められる。したがって、審査請求に関わる処分は、本件条例第21条第1項第6号に該当しない。

エ) 上記イ) で述べたように、本件対象文書に記載されている内容は審査請求人又はその相談に係る事実関係であり、その内容が事実関係において事実か否かを知るために、開示を求める権利は、本件条例第1条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第1条に反している。

オ) 本件対象文書に記載されている内容が、審査請求人又は相談に係る事実関係において事実でない内容・不正確な内容、個人に対する誹謗中傷の類等であるならば、それを訂正し、利用の中止等を求める権利は、本件条例第1条において保障されており、審査請求に関わる処分は、本件条例第1条に反している。

2 処分庁は、弁明書及び再弁明書において主に次の主張をした。

(1) 個人情報部分開示決定処分(18町市協第72号の2)について

ア 本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示にした部分について

市民協働推進課における相談業務は、市と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的として実施しており、相談の内容に

は、住民間の紛争やトラブルに関するものも含まれる。本件対象文書に記載されている相談内容は、紛争等の相手方となる一個人に開示することによって、今後、町内会・自治会が市に相談することを委縮させるとともに、市と町内会・自治会との信頼関係を損なうことが予見され、上記の業務目的が妨げられると認められるものである。

イ 本件条例第21条第1項第3号に該当するとして非開示にした部分について

非開示とした部分は、対象文書に記載されている請求者以外の町内会・自治会の氏名（役職含む）、性別、電話番号、備考欄記載事項（在宅状況）であり、これらはすべて請求者以外の第三者に関する情報である。またこれらの情報は事情聴取の際に請求者に開示することを前提として収集した情報ではなく、当該第三者からその同意も得ていない。これらの情報を請求者に開示することは、当該第三者のプライバシーを害するおそれがある。

(2) 個人情報開示決定処分（18町道管第704号）について

ア 本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示にした部分について

非開示とした部分は、道路機能に関して審査請求人から申し出のあった要望について、市職員が要望内容に係る土地の管理者である町内会の構成員から収集した内容である。

道路機能管理の業務においては、道路に関する市民等からの通報・相談を受け、現地調査等によりその事実の確認を行い、道路の適切な機能の維持管理のために対応の判断を行う。

各案件の状況を的確に把握するためには、市民や関連団体からの聞き取り等による情報収集が不可欠であるが、本件対象文書に記載されている聞き取り内容を、要望者である審査請求人に開示することにより、関係者にとって「聞き取り内容は要望者に開示される前提である」との認識が生まれ、関係者からの率直な発言や状況説明がなされなくなることが予見される。その結果、正確な情報収集ができなくなり、今後の道路機能管理業務の適切な実施が著しく困難になると認められる。

イ 本件条例第21条第1項第3号に該当するとして非開示にした部分

について

非開示の部分は、町内会の構成員等の第三者を特定する部分（氏名、役職、住所（添付の住宅地図含む）、電話番号）であり、これらの情報は請求者へ開示することを前提として収集したものではなく、当該第三者からその同意も得ていないことから、開示することにより当該第三者のプライバシーを害するおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求対象文書について

本件開示請求は、審査請求人にかかる市民協働推進課が保有する情報及び道路管理課が保有する情報のすべてを特定して行われたものである。市民協働推進課は「2016年度要望相談等受付簿」「2017年度要望相談等受付簿」（以下、本件文書1）を特定し、部分開示決定を行った。また、道路管理課は「要望対応票16-1881」及び「要望対応票17-7997」（以下、本件文書2）を特定し、部分開示決定を行った。

### 2 市民協働推進課分について

#### （1）本件文書1について

要望相談等受付簿は、市と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的に実施されている相談業務を記録するものとして作成されているものであり、発受の別、分類、項目、対応者、受付日、時間、団体名、相談者名、相談者性別、相談内容、対応内容、他機関への連絡、媒体、相談者の連絡先、備考欄などで構成される表形式のものである。

本件文書1は審査請求人による市民協働推進課への相談対応に係るもので、記載項目のうち、審査請求人以外の町内会・自治会関係者の氏名、性別、電話番号、備考欄に記載される在宅状況の部分は、第三者に関する情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件条例第21条第1項第3号に該当するとして実施機関は非開示決定を行った。また、他機関への連絡、対応内容、相談内容の一部の記載内容が、町内会・自治会関係者から聞き取った内容及びそれを受けた対応状況の記録であるため、開示することにより町内会・自治会関係者の相談の萎縮を招き、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため、本件条例第

2 1 条第 1 項第 6 号に該当するとして非開示決定を行った。

(2) 条例第 2 1 条第 1 項第 3 号について

本号は、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とするものであり、第三者に関する情報であるだけでなく、それが第三者の権利利益を侵害するものであることを要件としており、開示することにより開示請求者が知りえない第三者に関する情報を暴露することで権利利益の侵害のおそれがある場合などが該当するものである。

(3) 条例第 2 1 条第 1 項第 3 号該当性について

本件文書 1 には、相談者名、相談内容、対応内容の各欄の一部に町内会・自治会関係者の氏名及び肩書、相談者の連絡先欄には電話番号が、概要欄には在宅状況や電話連絡を実施機関が行った際の自治会関係者家族とのやり取り内容が記載されており、加えて氏名及び肩書を非開示とした相談対応記録にかかる性別欄の記載内容が、本件条例第 2 1 条第 1 項第 3 号に該当するとしている。

実施機関は、相談対応経過で審査請求人と町内会・自治会関係者の間における地域問題解決のため、双方と連絡を取り事情等の聴取及び調整等を行っているが、審査請求人に対し町内会・自治会関係者の誰といつ連絡等を取っているのかなどを明らかにしていないことが認められた。また、自治会・町内会関係者に氏名等を審査請求人に対して提供することの同意を得ているわけではなく、また審査請求人も町内会・自治会関係者の誰と実施機関が連絡を取っているかを具体的に把握していないことも認められた。

したがって、町内会・自治会関係者の氏名、肩書、電話番号は第三者を特定する情報であり、地域での解決が困難であるため実施機関が相談対応を行っているという経緯を踏まえると、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

また、備考欄に記載される町内会・自治会関係者家族と実施機関のやり取り、在宅状況は、第三者の私生活にかかる情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。さらに、性別欄は直接特定個人を識別する情報ではないものの、性別から誰が対応しているか



が推知されるおそれがあると認められる。

以上から、本件条例第 2 1 条第 1 項第 3 号に該当するとしてこれらを非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第 2 1 条第 1 項第 6 号について

本号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とするものである。開示することによる支障が一般的なおそれではなく、「事務事業の実施の目的を失わせる」程度のものであるか、「著しく困難と認められる」程度のものと認められることを要件としている。

(5) 条例第 2 1 条第 1 項第 6 号該当性について

本件文書 1 の記載欄の「相談内容」、「対応内容」、「他機関への連絡」に記載されている内容の一部が非開示とされている。審査会で見分したところ、記載内容から、非開示となっている情報は以下の類型に整理することができる。

- ① 関係部署から聴取した内容のうち本件相談内容にかかる経緯及び評価等に係る情報（本件非開示部分 1）
- ② 実施機関が町内会・自治会関係者に対して行った連絡のうち審査請求人の要望内容等に係る情報（本件非開示部分 2）
- ③ 町内会・自治会関係者から聴取した内容に係る情報（本件非開示部分 3）
- ④ 町内会・自治会関係者に対し実施機関から行った助言・回答内容に係る情報（本件非開示部分 4）
- ⑤ 実施機関の相談対応の方針や対応状況に係る情報（本件非開示部分 5）

本件文書 1 における該当する記載欄及び非開示部分に対応する類型部分は以下のとおりである。

項及び枝番号	該当する記載欄及び非開示部分	類型
1 5 3 - 1	他機関への連携欄のうち非開示部分	①
1 5 3 - 2	相談対応内容記載欄のうち第三者情報を除く部分の非開示部分	①

1 5 3 - 3	相談内容欄	②
1 5 3 - 3	対応内容欄	③
2 1 - 4	相談内容欄のうち第三者情報を除く部分	③
2 1 - 4	対応内容欄のうち第三者情報を除く部分	③
2 1 - 5	相談内容欄	③
2 1 - 5	対応内容欄前半部分	④
2 1 - 5	対応内容欄後半部分	②
2 1 - 1 1	相談内容欄のうち第三者情報を除く分	③・⑤
2 1 - 1 2	相談内容欄のうち第三者情報を除く分	③
2 1 - 1 3	相談内容欄のうち第三者情報を除く分	③
2 1 - 1 3	他機関へ連絡欄	⑤
2 1 - 1 4	相談内容欄のうち非開示部分	③
2 1 - 1 8	相談対応欄のうち第三者情報を除く部分	③
2 1 - 1 8	対応内容欄	④・⑤

#### ①本件非開示部分 1 について

本件開示請求に係る相談の内容については、実施機関内の複数課が対応に当たってきた経緯があり、当該部分には、実施機関内関係部署が町内会・自治会関係者から聴取した内容や把握している経緯、それを受けた関係部署の状況認識等について市民協働推進課が聴取した内容が記載されている。実施機関内で行われた情報共有の内容に係る情報であるが、町内会・自治会関係者からの聴取内容を主とし、加えて関係部署の状況認識等が一体となって記録されている。

本件文書 1 は、相談案件に対応の経過、相談対応時点での状況認識や方針などを記録し、継続して適正に対応するために必要なものとして作成されたものであり、実施機関関係部署の把握する状況認識や経緯等について、必要十分な範囲で情報が共有され、かつ記録される必要がある。また、共有される情報は、町内会・自治会関係者から実施機関関係部署が聴取等した内容である。そのため、本件非開示部分 1 を開示すると、審査請求人に開示されることを前提とした内容しか聴取できなくなるなど、相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められ、本件条例第 2

1 第 1 項条 6 号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

## ②本件非開示部分 2 について

当該部分には、実施機関が審査請求人から聴取した相談内容・要望に関して、町内会・自治会関係者に伝達した内容が記載されている。

相談業務は通常、当事者間で解決が困難である問題について、双方当事者の要望や見解を十分に聴取したうえで課題を整理し、解決のための調整等を行い、相談者は実施機関に必要な調整等を委ねることになる。こうした相談業務の性質を踏まえると、審査請求人から聴取した要望内容をそのまま伝達するのではなく、調整のためにどのような内容で町内会・自治会関係者に伝達するかは、実施機関の裁量的判断にある程度委ねられるところである。

したがって、相談案件に係る問題が解決していない段階で開示すると、実施機関による調整等の実施を困難にし、相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。本件相談についてみると、相談内容に係る問題解決には至っておらず、引き続き相談対応を要する蓋然性があると認められ、本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

## ③本件非開示部分 3 について

当該部分には、本件相談に関して町内会・自治会関係者から聴取した地域問題の当事者としての状況認識や対応、今後の見込みなどについて、率直に述べられた内容が記載されている。また、相談番号 2 1 - 5 の相談内容欄の一部には、町内会・自治会運営に関する本件相談内容に直接関係のない実施機関への質問が記載されている。

このうち、本件相談内容と直接関係のない記載部分は、町内会・自治会運営に関する事項の相談であり、町内会・自治会が率直に事情を実施機関に伝えて必要な助言を得るために行われたものである。こうした情報が開示されると、実施機関と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的に実施されている相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。したがって、本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

その他の部分については本件相談に係るものである。本件文書1は、(5)①で述べた通り、相談案件ごとに対応の経過を記録し、相談対応時点での実施機関としての状況認識や方針などを記録することで、相談対応を継続して適正に実施するために必要なものとして作成されている。実施機関は地域問題の解決を図るため、一方の当事者である自治会・町内会関係者から経緯や状況認識等を具体的に聴取した内容を開示すると、審査請求人に開示されることを前提とした内容しか聴取できなくなるなど、相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。したがって、本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### ④本件非開示部分4について

当該部分には、町内会・自治会関係者に対して実施機関が行った助言・回答内容に係る情報が記載されている。このうち、相談番号21-5の一部は本件相談に関するものではなく、町内会・自治会運営に関して実施機関の行った助言等である。開示されると、実施機関と町内会・自治会が連携して地域課題を解決することを目的に実施されている相談業務の実施目的を失わせ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが認められる。したがって、本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

その他の部分については、本件相談に関連して町内会・自治会関係者から行われた実施機関への相談に対して行った助言・回答である。記載されている情報には、実施機関としての状況認識等を相談に関する調整の一環として伝えた内容が含まれている。本件文書1は、(5)①で述べた通り、相談案件ごとに対応の経過を記録し、相談対応時点での実施機関としての状況認識や方針などを記録することで、相談対応を継続して適正に実施するために必要なものとして作成されたものである。相談対応に当たっては、当事者双方から聴取した内容や問題解決のための調整の進捗に応じて対応方針を修正する必要があるなど、柔軟な対応が求められるところ、当該部分を開示するところ調整を困難にし、また相談対応状況の記録が十分になされなくなるなど、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。したがって、本件

条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### ⑤本件非開示部分5について

当該部分には、実施機関による町内会・自治会関係者への働きかけや、実施機関内の関係部署と共有した相談対応の方針や対応状況が記載されている。

相談対応に当たっては、相談当事者の意向等を踏まえてその都度必要な調整を行うこと、また実施機関内関係部署と方針を共有し連携して対応に当たる必要があり、これらは対応の進捗状況に応じて柔軟に対応することが求められるところである。したがって、当該部分を開示するとこうした調整を困難にし、また相談対応状況の記録が十分になされなくなるなど、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められ、本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 道路管理課分について

#### (1) 本件文書2について

「要望対応票」は、道路管理課が道路機能にかかる市民等からの通報・相談を受けて現地調査等により事実確認を行い、道路の適切な機能の維持管理のための対応判断を行う業務について、その対応状況を記録するために案件ごとに作成されるものである。受付段階で、受付年月日、受付番号、受付者、緊急度、要望者名、性別、電話番号、要望箇所、要望内容等が記録され、その後の対応状況は経過として対応日、対応した人、対応内容が記録されている。

本件文書2は、道路管理に関して審査請求人から2016年度と2017年度で各1回あった要望を受け付け、その対応経緯を記録した受付番号16-1881及び17-7997の2つの文書で構成されている。記録されている内容は、道路管理にかかる相談・要望に加え、市民協働推進課が相談対応している審査請求人と町内会・自治会関係者との間の地域問題に係る内容についても、対応経過として記録されているところである。

このうち、経過に係る対応内容欄に記載されている、町内会・自治会関係者の氏名、役職、性別、電話番号及び受付番号16-1881に添付された住宅地図は第三者に関する情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵

害するおそれがあるため、本件条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当するとして実施機関は非開示決定を行った。また同欄非開示部分には、審査請求人の要望内容について実施機関の行った町内会・自治会関係者から聴取した内容が記載されており、これらを開示すると聞き取り内容は要望者に開示される前提であるとの認識が生まれ、関係者からの率直な発言や状況説明がなされなくなることが予見され、各要望案件の状況を的確に把握するための正確な情報収集ができなくなり、道路機能管理業務の適正な実施が著しく困難になるため、本件条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当するとして実施機関は非開示決定を行った。

(2) 条例第 21 条第 1 項第 3 号該当性について

本件文書 2 に記載される町内会・自治会関係者の氏名、役職、性別、電話番号及び、受付番号 16-1881 に添付された住宅地図で特定されている自治会・町内関係者の自宅場所は第三者に関する情報であり、2(3)で述べた通り、これらの情報を本件条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第 21 条第 1 項第 6 号該当性について

審査会で見分したところ、経過に関する対応内容欄の一部には、町内会・自治会関係者から聴取した内容、実施機関が町内会・自治会関係者に依頼した対応内容、実施機関の状況認識や判断に関する内容の記載が認められた。

道路機能に関する市民等からの要望等及び実施機関の対応については、道路という公共インフラの維持管理に関する情報であり、また適切な対応を実施していることについて実施機関が説明責任を果たすことが求められる性質のものである。この説明責任を果たすべき対象は、要望等を行った市民等に限りならず広く一般に対して明らかにすることが求められる場合もある公共的な問題である。そのため、実施機関が主張する道路機能維持管理業務一般について、要望対応に当たって関係者から聴取した内容や依頼内容、実施機関の対状況は直ちに本件条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当するとは言えず、要望の態様や性質に応じて個別に判断する必要がある。

本件相談についてみると、道路機能に係る要望であるが本件文書 1 に記載されている市民協働推進課における相談と同趣旨の内容も含まれ、実施機関が聴取した自治会・町内会関係者の状況認識や問題に対する対応状況、方針等の記

載内容にも重複が多く認められるところである。審査請求人による市民協働推進課への相談のうち道路機能にかかるものと審査請求人が認識している件について、当該部分を道路管理課にも相談等を行っている経緯からこのような重複がみられる。そのため、本件文書2は、当事者間で解決が困難な地域問題として実施機関において調整等を行う内容が記載され、一般的な道路機能に関する要望等への対応とは異なるといえることができる。

以上のことを踏まえると、本件文書2で非開示となっている町内会・自治会関係者から聴取した内容、実施機関が町内会・自治会関係者に依頼した対応内容、実施機関の状況認識や判断に関する情報については、本件文書1と同様の実施機関が行う相談対応としての業務の性質を考慮して判断する必要がある。本件非開示部分のうち、受付番号16-1881の経過7に記載された自治会・町内会関係者から聴取した内容のうち、3行目の最初から24文字目まではすでに自治会・町内会関係者が実施した内容の記載であり、当該部分を開示しても関係者が率直な発言をしなくなるなど実施機関の行う事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとは言えず、本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

その他の非開示部分については、自治会・町内会関係者から聴取した状況認識、今後の対応の見通し等及び実施機関の依頼内容、状況に関する評価判断について記載したものであり、2(5)③ないし⑤で述べた通り、これらの情報を開示すると実施機関の行う相談・要望等という事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にする認められ、本件条例第21条第1項第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

別表

対象文書	開示すべき部分
要望対応票16-1881	経過7に記載の自治会関係者から聴取した内容のうち3行目の最初から24文字目